

税理士法改正項目決まる

平成26年度 税制改正大綱

六 納税環境整備

1 猶予制度の見直し(略)

2 税理士制度の見直し

税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次の見直しを行う。

① 租税教育への取組の推進

税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項について、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発活動に関する規定を、その対象に加える。

② 調査の事前通知の規定の整備

税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について調査する場合において、その租税に関し税理士法第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、国税通則法等の定めるところにより、当該税理士に対し調査の事前通知をしなければならないこととする。

③ 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止等規定等の見直し

報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止等規定等の見直し

について、兼業禁止規定がない一定の公職に就いた者を、その対象から除外する。

併せて、非税理士に対する名義貸しの禁止規定及びその違反に対する罰則を設ける。

④ 税理士試験の受験資格要件の緩和

一定の事務又は業務に一定期間従事したことにより認められる受験資格について、その従事期間を2年以上（現行3年以上）とする。

⑤ 補助税理士制度の見直し

他の税理士又は税理士法人の補助者として常時税理士業務に従事する税理士（補助税理士）について、その所属する他の税理士又は税理士法人の承諾を得て、他人の求めに応じ自ら税理士業務の委嘱を受ける場合の手続を設ける。その業務範囲の見直しに伴い、その名称の変更、登録事項及び税務書類等への付記の見直し等所要の措置を講ずる。

⑥ 公認会計士に係る資格付与の見直し

税理士の資格について、現行税理士法第3条第1項及び第2項とは別に、公認会計士は、公認会計士法第16条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、一定の税法に関する研修を受講することとする旨の規定を設けることとする。

登録事項（変更登録を含む。）に関し、必要に応じ、指導又は助言を行うことができることとする。

① 実務補習団体等が実施する税法に関する研修を国税審議会が指定する。

② 指定する研修は、税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を習得することができる研修とする。

（注2）上記の改正は、平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用する。

⑦ 税理士に係る懲戒処分適正化

税理士に係る懲戒処分のうち、税理士業務の停止について、その期間を2年以上（現行1年以内）とする。

⑧ 懲戒免職等となった公務員等が、欠格期間を経過した後、税理士の登録申請をした場合において、その登録を拒否することができることとする等所要の措置を講ずる。

懲戒免職等となった公務員等が、欠格期間を経過した後、税理士の登録申請をした場合において、その登録を拒否することができることとする等所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成26年4月1日以後の登録申請について適用する。

⑨ 事務所設置の適正化

税理士の登録事務について、日本税理士会連合会及びその登録申請等に係る税理士会は、その申請者等に対し、事務所の所在地等の

登録事項（変更登録を含む。）に関し、必要に応じ、指導又は助言を行うことができることとする。

① 実務補習団体等が実施する税法に関する研修を国税審議会が指定する。

② 指定する研修は、税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を習得することができる研修とする。

（注2）上記の改正は、平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用する。

⑦ 税理士に係る懲戒処分適正化

税理士に係る懲戒処分のうち、税理士業務の停止について、その期間を2年以上（現行1年以内）とする。

⑧ 懲戒免職等となった公務員等が、欠格期間を経過した後、税理士の登録申請をした場合において、その登録を拒否することができることとする等所要の措置を講ずる。

懲戒免職等となった公務員等が、欠格期間を経過した後、税理士の登録申請をした場合において、その登録を拒否することができることとする等所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成26年4月1日以後の登録申請について適用する。

⑨ 事務所設置の適正化

税理士の登録事務について、日本税理士会連合会及びその登録申請等に係る税理士会は、その申請者等に対し、事務所の所在地等の

こととする（現行「異議申立て」と「審査請求」の2段階の不服申立前置）。なお、現行の審査請求に前置する「異議申立て」は「再調査の請求（仮称）」に改める。

② 不服申立期間を処分があったことを知った日の翌日から3月以内（現行2月以内）に延長する。

③ 審理関係人（審査請求人、参加人及び処分庁）は、担当審判官の職権収集資料を含め物件の閲覧及び謄写を求めることができることとする（現行 審査請求人及び参加人の処分庁提出物件の閲覧のみ）。

④ 審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備を行う。

⑤ 国税庁長官の法令解釈と異なる解釈等による裁判をするときは、国税不服審判所長は、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないこととする。国税庁長官は、国税不服審判所長の意見を相当と認める一定の場合を除き、国税不服審判所長と併せて国税審議会に諮問することとする。国税不服審判所長は、その議決に基づいて裁決しなければならないこととする。

（注）上記の改正は、平成26年4月1日から適用する。

③ 国税不服申立制度の見直し

（国 税）
国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

① 督促に欠陥があることを理由とする不服申立期間を、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から3月以内（現行30日以内）に延長する。

② 固定資産の価格に係る不服審査について、審査の申出をすることができる期限を、納税通知書の交付を受けた日後3月以内（現行60日以内）に延長する。

③ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、改正行政不服審査法の施行の日から適用する。

4 その他（国 税）

⑤ 税務代理人がある場合の調査の事前通知について

（注）上記の改正は、平成26年7月1日以後に行う事前通知について適用する。

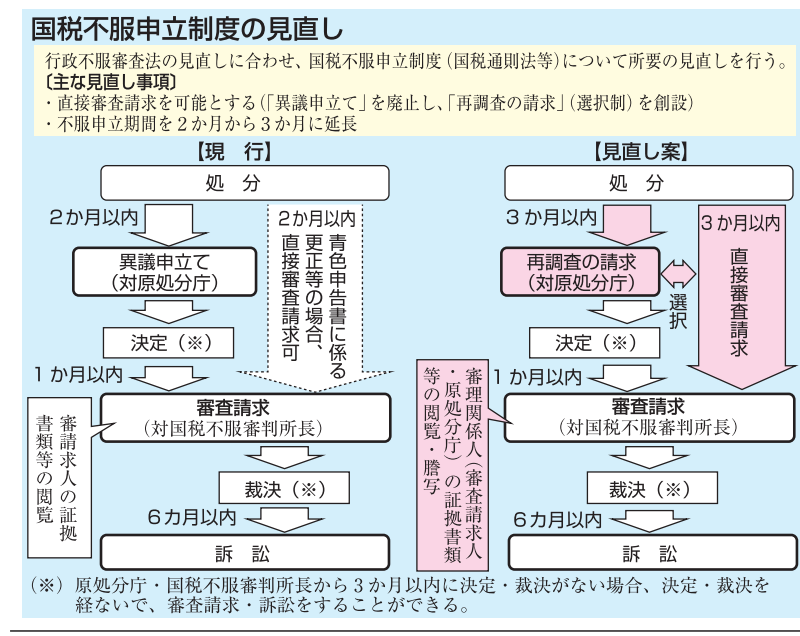
て、納税者本人の同意がある場合として税理士法第30条の規定による書面にその旨の記載がある場合には、当該納税者への通知に代えて、税務代理人への通知ができることとする。

（注）上記の改正は、平成26年7月1日以後に行う事前通知について適用する。

（地方税）

① 税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人の同意がある場合として税理士法第30条の規定による書面にその旨の記載がある場合には、当該納税者への通知に代えて、税務代理人への通知ができることとする。

（注）上記の改正は、平成26年7月1日以後に行う事前通知について適用する。



🏠 本年もよろしくお願ひいたします



麹町税理士政治連盟	会長 佐藤 直美
神田税理士政治連盟	会長 小林 廉造
日本橋税理士政治連盟	会長 岡田 昇
京橋税理士政治連盟	会長 柴崎 一男
芝税理士政治連盟	会長 石井 健一
四谷税理士政治連盟	会長 柳下久米夫
麻布税理士政治連盟	会長 新居 之昌
小石川税理士政治連盟	会長 関屋 一馬
本郷税理士政治連盟	会長 吉川 利次
上野税理士政治連盟	会長 大竹 賢吉
浅草税理士政治連盟	会長 宮地 三義
品川税理士政治連盟	会長 高橋 修
荏原税理士政治連盟	会長 合田 史朗
大森税理士政治連盟	会長 守 晃徳
雪谷税理士政治連盟	会長 佐藤 甲彦
蒲田税理士政治連盟	会長 秋元 弘光
世田谷税理士政治連盟	会長 田川 修二
北沢税理士政治連盟	会長 廣井 誠
玉川税理士政治連盟	会長 横山 繁正
目黒税理士政治連盟	会長 米山 俊明
渋谷税理士政治連盟	会長 竹田 剛志
新宿税理士政治連盟	会長 須田喜一郎
中野税理士政治連盟	会長 金子 芳治
杉並税理士政治連盟	会長 澤登 寛